

別府市就学前教育・保育ビジョン策定業務 委託仕様書

1 委託業務名

別府市就学前教育・保育ビジョン策定業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務の背景

令和2～3年度に開催された「別府市就学前の子どもに関する教育等協議会」では、「市立幼稚園の新しい方向を指し示すための、具体的な基本方針と実施計画を早期に策定することが必要」「認定こども園移行について、政策的に取り組むことが必要」と結論付けられている。本市の未来を見据えた望ましい就学前教育・保育施設の姿を検討することが求められている。

4 業務目的

今後の就学前教育・保育の量と質の確保のために、就学前教育・保育施設の将来像について具体的方策等を取りまとめる必要があり、本業務は具体的方策等を示した「別府市就学前教育・保育ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)を策定することを目的としている。また、本ビジョンは児童数の推移や保育ニーズの推計等が必要であり、専門的知見を有する者の支援を得て策定するものである。

5 業務内容

○令和4年度業務

(1)別府市内の校区别・学齢別児童数(0歳児～11歳児【小学校6年生】)の推計

- ア 令和4年度(2022)年度～令和23年度(2041)年度の児童数の推計を算出すること。
- イ 歳児ごと、小学校・中学校区ごとの児童数を算出すること。

(2)別府市内の各就学前教育・保育施設のニーズ推計

- ア 令和4年度(2022)年度～令和23年度(2041)年度における、各就学前教育・保育施設の推計利用児童数算出すること。その際、歳児ごと、小学校・中学校区ごとに利用児童数を推計すること。

なお、児童数の将来推計と各就学前教育・保育施設における利用意向率の実績から利用児童数を推計することが想定されるが、推計方法の詳細は委託者・受託者双方で協議して決定する。

- イ 保護者ニーズを把握するための保護者アンケートについて、設問設定支援及びアンケート結果集計・分析を行うこと。

なお、保護者アンケートについては、就学前教育・保育施設に就園している子どもの保護者を対象とし、インターネット上で行うことを想定している。

(3)ビジョンの素案作成

業務内容(1)、(2)の分析結果や以下の三点を踏まえたビジョン素案を作成すること。

- ア 保育ニーズ等に対応した量の確保と、別府市の子どもたちがより豊かに育っていけるための教育・保育のさらなる質の向上を図ることを第一とする。

イ 地域によっては、就学前教育・保育施設の再編が必要になると推測されるが、施設の利活用案及び、認定こども園の設置数等についても本ビジョンに盛り込むこと。

ウ 市立幼稚園の役割を明確にし、全市の現状や推計に基づいた市立幼稚園の定員設定及び、支援が必要な子どもへ保育年数や対応職員数の検討、預かり保育内容等を含めること。

(4) 成果品

ア 児童数推計及び保育ニーズ調査

(ア) 紙媒体(A4両面・コピー用紙可) 20部

(イ) データ(エクセルデータ)一式

イ ビジョン素案

(ア) 紙媒体(A4両面・コピー用紙可) 20部

(イ) データ(ワード、エクセル等)一式

(5) 成果品の納品

令和5年3月末までに納品するものとする。なお、詳細については、当市の指示に従うものとする。

○令和5年度業務

(1) 市民説明会の運営支援等

ア 市民説明会の開催数等(想定)

(ア) 開催数 8回(令和5年7～9月、市役所及び各中学校区を想定)

(イ) 会議時間 1時間程度/回 夜間

イ 内容

(ア) 会議資料原稿データの作成(必要部数は、別府市で複写製本する。)

(イ) 会議への出席、運営支援(会場の確保、準備は別府市で行う。)

・初回のみ出席をしていただきます。

・残りの7回の市民説明会については、出席を求めません。

(ウ) 議事録の作成

(2) パブリックコメントの意見集約・分析の支援

ア 公開用資料の作成

イ 結果公表資料(意見の概要と意見に対する市の考え方)の作成

ウ 意見のとりまとめ及びパブリックコメント意見・市民説明会意見を計画素案に反映

(3) ビジョン策定に関する広報活動の支援

計画策定の広報のために行う市政ニュース、市ホームページ等の作成について、必要な助言を行うこと。

(4) 成果品

ア ビジョン及び概要版

ビジョンの作成にあたっては、イラスト・図表等を用いながら、わかりやすい構成・内容となるよう配慮すること。概要版については、ビジョンをさらに理解しやすいように編集したものであること。なお、作成されたすべての著作権は、別府市及び別府市教育委員会に帰属するものとする。

【ビジョン】

ア 紙製本(A4縦型両面50頁程度・カラー) 150部

イ データ(ワード、エクセル等)一式

【概要版】

ア 紙製本(A3横型両面4頁程度・カラー) 150部

イ データ(ワード、エクセル等)一式

(5) 成果品の納品

履行期間までに納品するものとする。なお、詳細については、当市の指示に従うものとする。

6 支払条件

令和5年3月31日までに令和4年度業務の成果品が引き渡され、業務が完了した部分については、令和4年度業務委託料として部分払いを受けることができ、この場合において残額は完了払いとする。

7 関連計画・関連事業

以下の関連計画等と整合性を図ること。

(1) 別府市就学前の子どもに関する教育等協議会「報告書」

http://serv105.beppu.local/gakusyuu/kyouikuinkai/02shisaku_shugakumae.html

(2) 別府市子ども・子育て支援事業計画

<http://serv105.beppu.local/seikatu/kosodate/kosodatesien/detail19.html>

8 業務主任技術者の選任

本業務の実施にあたり、受託者は、就学前教育・保育のあり方等の計画策定・見直しに係る支援業務の実績、又は、子ども・子育て支援法第61条第1項・第62条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画策定・見直し支援業務の実績を有する者を業務主任技術者として選任し、本業務の統括管理を行わせるとともに、作業実施計画書に基づき適正な工程管理を行わなければならない。

9 作業実施計画書の提出

受託者は、本業務に着手する前に作業実施計画書を提出しなければならない。

10 協議又は打ち合わせの実施

委託者及び受託者は、月1回程度及び随時、業務を円滑に実施するための打ち合わせを行うものとする。委託者は、必要と認めるときは、業務の進捗状況等について受託者に報告を求めることができる。

11 引用の制限

文献等から文言の引用、イラストや統計データ等を成果品へ引用する場合は、それらに係る著作権を侵害してはならない。

12 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義を生じた事項については、委託者受託者双方協議のうえ、決定する。